

# UBC情報

発行：2026年7月1日

No. 313

Selected Clients & Professionals Relationship

## ～河野会計事務所からのお知らせ～

納期特例を受けている場合の1-6月分の源泉所得税の納期限は7月10日（金）です。

個人の方で令和7年分の所得税について予定納税が必要な方は、第1期分の口座振替日が7月31日（金）となります。（現金納付も同日まで）

なお、減額申請される場合の税務署への申請期限は7月15日（水）です。

## トピックス

## 労働契約内容による被扶養者認定の留意点

健康保険の被扶養者認定における年間収入の判定について、本年4月から労働契約内容により見込まれる年間収入で判定する取扱いが開始されています。

### ◆本取扱いは「給与収入のみ」の方が対象

労働契約内容による被扶養者認定では、労働条件通知書等の労働契約内容がわかる書類に規定される時給・労働時間・日数等を用いて算出した年間収入の見込み額が130万円未満（認定対象者が60歳以上の場合などは180万円未満、19歳以上23歳未満の場合は150万円未満）であり、かつ、他の収入が見込まれない等を満たす場合に、被扶養者に該当するものとして取り扱います。この場合、労働契約に明確な規定がなく、労働契約段階では見込み難い時間外労働に対する賃金等は年間収入に含みません。

本取扱いは、「給与収入のみ」の方が対象であり、労働条件通知書等及び「給与収入のみである」旨の申立書を提出した場合に適用されます。

給与以外の収入（年金収入や事業収入等）がある方は従来どおり給与明細書等を提出し、「今後1年間の収入の見込み」により判定されます。

### ◆年間収入を判定できる労働条件通知書が必要

本取扱いでは提出した労働条件通知書等により年間収入の見込み額を算出して判定するため、通知書等に記載された労働契約内容で年間収入が判定できない場合は適用できません。

例えば、\* 契約期間が1年未満の場合、\* 「シフト制による」といった労働時間の記載が不明確な場合、\* 「通勤手当あり」等となっており手当の金額が不明確な場合などは、年間収入の判定ができないため従来どおりの判定となります。

## 令和7年分の所得税の確定申告状況

国税庁によると、令和7年分の所得税の確定申告書を提出した申告人員は2353万5千人で、そのうち申告納税額があった方は627万6千人、還付申告を行った方は1335万3千人でした。

また、e-Taxを利用した方（税理士による代理送信等を含む）は1814万5千人で申告人員の77.1%を占めており、そのうち申告者の自宅からe-Taxを利用した方は948万9千人（うちスマホ申告は496万7千人）となっています。

なお、令和7年分から導入された極めて高い所得に対する追加課税措置は744件の適用があり、その申告納税額は4077億円（1件あたり約5.5億円）でした。



## 本年10月からカスハラ対策を義務化

本年10月に改正労働施策総合推進法が施行され、カスタマーハラスメント（カスハラ）防止のため必要な措置を講じることが事業主に義務付けられます。

### ◆カスハラに該当する3つの要素

改正法におけるカスハラとは、「職場（訪問先を含む）で行われる①顧客等の言動であって、②雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されること」です。

①～③の要素を全て満たす場合がカスハラに該当するとされており、①の顧客等には、商品の購入等をしていない者も含まれます。また、②はサービス等と関係ない要求や対応が困難な要求といった「言動の内容」、又は精神的な攻撃（暴言や中傷等）や威圧的な言動、執拗な言動といった「手段や態様」が社会通念上の許容範囲を超える場合をいいます。

### ◆カスハラ防止措置を事業主に義務付け

事業主にはカスハラ防止のため、主に以下のような措置を講じることが義務付けられます。

- ◎事業主の方針等の明確化……カスハラには毅然とした態度で対応し、労働者を保護する旨の方針を労働者に周知・啓発する。
- ◎相談体制の整備……相談窓口を定めて周知する。
- ◎事後の迅速かつ適切な対応……被害者に対する配慮や再発防止に向けた措置を講じる。
- ◎カスハラ抑止のための措置……特に悪質なカスハラに対処できる体制を整備する。

なお、カスハラは顧客対応・サービス等の問題やコミュニケーション不足等が原因で発生するケースも多いことを踏まえ、対策に取り組むことが重要です。

## 防衛特別法人税が課税される法人は

令和7年度税制改正により、防衛力強化等に必要なた財源確保のため「防衛特別法人税」が法人税額に対する付加税として創設され、本年4月1日以後に開始する事業年度から適用となります。

### ◆法人税額から500万円を控除した額に課税

法人は各事業年度において生じた所得（税務上の黒字）に対して、法人税が課せられます。

法人税の税率は原則として23.2%となっていますが、資本金1億円以下の中小法人等における所得金額のうち、年800万円以下の部分は軽減税率の特例により税率15%（令和7年4月以後開始事業年度で所得金額が年10億円を超える場合は17%）を適用して法人税額を算出します。

令和7年度改正で「防衛特別法人税」が創設されたことに伴い、法人は令和8年4月以後に開始する各事業年度において、基準法人税額（一定の税額控除を適用する前の法人税額）から年500万円の基礎控除額を控除した金額に税率4%を乗じて計算した防衛特別法人税額【（基準法人税額－500万円）×4%】を申告・納付することが必要となりました。

### ◆中小法人は所得2400万円程度まで対象外

防衛特別法人税は中小企業への配慮として、上記のとおり年500万円の基礎控除があり、基準法人税額が500万円を超える場合に課税対象となります。そのため、中小法人の場合、課税所得が2400万円程度まで防衛特別法人税は課税されません。

なお、各事業年度の所得に対して法人税が課される法人が防衛特別法人税の納税義務者となり、欠損金（税務上の赤字）が生じた等により税額が0であっても申告は必要となります。



## 7～9月に実施する電気・ガス料金支援

政府は、7～9月に電気・ガス料金に対する負担軽減措置の実施を閣議決定しました（標準的な世帯で合計5千円程度の負担軽減）。

電気料金については、7月と9月使用分が1 kWhあたり3.5円（高圧契約の場合は1.8円）、8月使用分が1 kWhあたり4.5円（高圧契約の場合は2.3円）の支援額となります。

また、都市ガス料金については、7月と9月使用分が1 m<sup>3</sup>あたり14円、8月使用分が1 m<sup>3</sup>あたり18円となります。

発行元 ㈲ユービーシー経営 河野会計事務所

〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <https://www.ubc-net.com>



# UBC社福 情報

No. 313

発行： 2026年  
7月1日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元  
(有)ユービーシー経営  
河野会計事務所  
〒755-0036

宇部市北琴芝1-6-10

TEL： 0836-33-6717

FAX： 0836-33-6753

Mail： info@ubc-net.com

URL： https://www.ubc-net.com

所属： (一財) 総合福祉研究会

(一社) 全国地域医業研究会

## こども性暴力防止法

制度開始前のいまから事前に着手が必要なこと



こどもと接する仕事をする人の性犯罪歴の有無を確認する「こども性暴力防止法」の施行を12月25日に控え、こども家庭庁は対象となる事業者に向けて作成した解説動画や研修教材の活用を呼び掛けホームページで公開しています。

こどもと接する業務に当たる職員が理解しておくべき内容を網羅した研修動画や補足資料に加え、研修受講後、知識の定着を確認するためのテストも設けており、性暴力の疑いを把握した場合の報告・対応ルールなど、法施行に向けた準備や運用に資するひな型、参考例も掲載しています。

あわせて、事業者が利用者に対する周知・啓発に活用できる資料も用意されています。保護者向けのひな型には、性被害に関する相談先や、放置すると性暴力につながる可能性のある「不適切な行為」の範囲について、各事業者が実情に応じて記入できるようになっています。また、こどもが相談した後の対応について理解を深められるよう、こども向けの資料も作成されています。

同法は学校や児童福祉施設、放課後等デイサービスに犯歴確認などを義務付けており、教員や保育士など常にこどもと接する職種は一律対象となります。加えて、学習塾やスポーツクラブ、認可外保育施設などは任意の認定制度を設けています。

犯歴確認に関する対応だけではなく、こどもから相談を受け付けるための体制構築や、性犯罪歴が無いことを書面で確認したり、内定取り消し事由をあらかじめ明示したりするなど採用過程での事前確認「不適切な行為」を事業の実態に即して定めるなどの措置も求められます。  
(福祉新聞)

### ～制度開始後の対応～

制度の開始後、対象事業者には、次の措置が求められます。

- ・ 安全確保措置 …… 被害の早期把握のための面談・アンケート、相談体制の整備 等
- ・ 犯罪事実確認 …… 従事者の性犯罪前科の有無の確認
- ・ 防止措置 …… 性暴力のおそれがあると判断される場合のこどもとの接触回避策 等
- ・ 情報管理措置 …… 性犯罪前科等の情報の適正な管理

特に、性犯罪前科が確認されるなど、性暴力のおそれがあると判断される従事者については、配置転換等の雇用管理上の措置が必要になるため、制度開始後のトラブル防止の観点から

就業規則等を整備して従事者に周知しておくこと

採用選考の際に、誓約書等により性犯罪前科の有無を確認しておくこと

等の対応を、制度開始前のいまから事前に行っておくことが重要です。

### ■事業者マーク

左：認定事業者マーク（学習塾やスポーツクラブなどで、国の認定を受けた事業者が表示可能）

右：法定事業者マーク（学校、認可保育所などの義務対象事業者が表示可能）



## ケーススタディ

### 具体的な事例から学ぶ行動のポイント



具体的な場面に即してどのように行動するべきか考えてみましょう。次の2つの事例のように、ある行為が適切か否かは、こどもの発達段階・特性や事業の特性、さらにその行為の前後の状況によっても異なります。

- どのようなことに気をつけるべき？
- どのように対応する？
- 誰に報告する？

#### 【事例1】

未就学児であれば、だっこしてあやすことは一般的です。しかし、次のような場合は不適切な行為となる可能性があります。

- 必要以上に長時間抱きしめる
- 特定のこどもにだけ繰り返し関わろうとする

#### 【事例2】

スポーツ、水泳、バレエ、ダンスなどにおいて、こどもや保護者の理解を得た範囲で、身体接触を伴う指導を行うことは考えられます。しかし、「理由もなく体を触る」ことは不適切な行為となる場合があります。

#### ■どのようなものが不適切な行為となるのか

1. まず、各事業者において定めている不適切な行為の範囲を確認する（※1）
2. 参考として、ガイドラインに示された不適切な行為の例も確認する

※1 外形的に「不適切な行為」に該当し得る行為を、必要な業務として行う場合には、事前・事後に、その経過を組織内で共有するなど、事前に定めたルールに基づき対応することが考えられます。

#### 【回答例】

##### ■どのようなことに気をつけるべきか

- 身体接触は「業務上必要な範囲」と言えるかに気をつける
- 閉鎖環境（密室や他人の目が届きにくい状況）や私的なやり取りを避ける
- 身体接触が業務上必要な場合には、こどもや保護者にあらかじめ「不適切な行為」の範囲を説明し、共通認識を形成する
- こどもの方から身体接触を求めてきて、断ることが適切でない場合にも、その場に応じた工夫を行ったり、保護者に事前に相談したりする
- 外形的に「不適切な行為」に当てはまる行為を、必要な業務として行う場合には、事前にルールを定め、そのルールに基づき対応する



##### ■どのように対応するか

- 「不適切な行為」に該当する可能性のある行為が生じたり、見かけたりした場合に、普段から職場内で議論し、自由に発言できる雰囲気・環境を整える
- どのような事案が「不適切な行為」に当たるか、日々のミーティング、研修などで議論し、対応を検討する



##### ■誰に報告するか

- 各事業者の定めている報告ルールに基づき報告し、組織的に対応する

(こども家庭庁)